

12月3日~12月9日は「障害者週間」です。

「障害者への合理的配慮」について 考えてみませんか？

障害者週間とは、日本国民に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が、社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間です。

障害のある人は、社会のさまざまな場面で不便な状況に置かれることがあり、周りの人のちょっとした心遣いや手助けを必要としています。障害のある人から手助けを求められたときには、できる範囲での対応を心がけましょう。

また、令和6年4月1日からは、障害者差別解消法が改正となり、障害者に対する合理的配慮の提供が義務化されました。民間事業者、行政機関は、障害者に対する不当な差別的取扱いを行った場合は、法律違反となります。障害のある人となない人とが分け隔てられることなく、すべての人がお互いの人格や個性を尊重しあって共に暮らせる社会を目指しましょう。

【手助けを必要とする例】

- ・車いすを利用する人のために、高いところに陳列された商品を取って渡す。
- ・耳の不自由な人や発声が難しい人とは、筆談や手話、コミュニケーションボードなどの目で見てわかる方法で意思疎通を行う。
- ・視覚や手に障害がある人のために、本人の意思を十分に確認しながら書類の記入やタッチパネルの操作などを代行する。 など



【合理的配慮の提供の例】

- ・飲食店で車椅子のまま着席できるようにする。
- ・弱視も伴う難聴の方と筆談のやり取りをする場合は、わかりやすいように、太いペンで大きな文字を書くようにする。
- ・学習障害のある方がセミナー等を受けるとき、ホワイトボード等の文字の読み書きに時間がかかるため、書き写す代わりに、スマートフォンやタブレット等で、撮影できるようにする。 など